文教厚生常任委員会資料 2020年(令和2年)9月24日 感染対策局安全統括室

高齢者施設新規入所者等へのPCR検査の実施について

1 目的

高齢者が新型コロナウイルスに感染すると重症化のリスクの高いことが報告されています。また、高齢者施設の入所者が感染すれば、他の利用者や施設職員にも感染が広がり、クラスターの発生につながる可能性もあります。

このため、高齢者施設での感染発生及びクラスター発生の防止により、感染拡大防止を図るため、高齢者施設への新規入所者等で希望する方に対し、PCR検査を実施します。

2 対象施設・対象者

- (1) 本市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム及び養護老人ホームへの在宅からの新規入所者で、検査希望者
 - ① 「在宅からの入所者」を対象とします。
 - ② 他の施設(病院、高齢者施設等)からの入所者は、他施設で健康管理がされており、感染リスクは低いと考えられることから、対象外とします。
 - ③ 「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」「ケアハウス」の入所者については、入所時点でPCR検査が陰性であっても、入所後の外出等による感染リスクがあることから、対象外とします。
- (2) (1)の施設へのショートステイ利用者のうち、新規利用者及び前回の利用終了日から原則として4週間を経過した方で、検査希望者

ショートステイ利用者は、一定期間、施設内で終日共同生活を送ることになります。 ショートステイを前回利用から期間が経たずに利用する方の健康状態は、施設側も 一定の把握ができている一方、新規利用者及び在宅サービスを利用しながらショート ステイを月に1回程度利用される方等については、在宅での感染リスクがより高いと 考えられます。

3 検査の実施方法

検査を希望する高齢者施設入所(利用)予定者から唾液検体を採取し、PCR検査を行います。

検査の結果、陽性であった場合には、施設入所(利用)予定者には、まずは治療 に専念していただきます。

4 検査見込み数

在宅からの新規入所者 約 150 名 ショートステイ利用者 約 2,200 名